

令和 8 年第1回定例会代表質問会議録（中島章二）

「重層的支援体制構築について」

2026年3月5日(木)13:20~14:30

○8番（中島章二） [登壇]

通告に基づき市民クラブを代表して代表質問を行います。

次に重層的支援体制構築について。

令和7年度まで重層的支援体制整備移行準備事業として支援体制の実施、検討を行ってきていますが、これまでの取組を経て、どのような方向性の下、体制整備に取り組むのか、お答えください。また、令和7年度はどのような取組を実施したのか、具体的な取組の内容を伺います。

次に地域医療の充実への取組について伺います。

市政執行の方針にある市民にとって安全で質の高い医療を受けることができる体制を維持していくために西部医療圏唯一の地域中核病院である済生会日田病院が将来にわたって医療を提供していくために必要な支援についてどのように考えているのか、伺います。

○議長（三苫 誠） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（河野健資） [登壇]

私からは令和8年度市政執行の方針と予算案のうち重層的支援体制の構築への取組及び地域医療充実への取組の2点についてお答えをいたします。

まず、1点目の重層的支援体制の構築への取組についてお答えいたします。

近年、少子高齢化や人口減少、地域社会の脆弱化など社会構造が大きく変化する中、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしているよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる地域共生社会の実現が求められております。この地域共生社会の実現に向けて令和2年の社会福祉法の改正により世代や属性を問わない包括的な相談支援、社会とのつながりをつくるための参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されたところでございます。

本市におきましては令和5年度より移行準備事業に着手し、国、県主催の研修会等への参加、先進自治体の視察、庁内研修の実施などの準備を進めており、来年度から本格実施をすることとしております。

また、昨年度策定した第4期日田市地域福祉計画におきましては、本市の目指す地域共生社会の姿として「地域住民一人ひとりが主役の支え合いのまちづくり」を

基本理念に「住民一人ひとりが地域に「自分ごと」として関わり、地域を支える「人づくり」「地域のつながりや支え合いの関係が生まれ、地域の力を向上させるための“地域づくり”」「様々な生きづらさを抱えた方が、包括的に人や地域に“つながる仕組みづくり”」の3つを基本目標として掲げ、重層的支援体制整備事業を活用しながら取組を進めていくこととしております。

こうした中、現在、3年間の移行準備事業の最終年度として包括的な相談支援体制の構築に向けた多機関協働事業に取り組んでおります。本事業は社会福祉協議会の委託という形を取っておりますが、実質的には事業を所管する福祉総務課と社会福祉協議会との協働で進めているものでございます。

この多機関協働事業は、例えば長期間ひきこもりの状態にある50代前後の子を80代前後の高齢の親が養い続け将来に対する不安を抱えるいわゆる8050問題のようにひきこもり、介護、生活困窮など様々な課題が複雑化、複合化したケースで既存の包括支援センターなどの各相談支援機関だけでは対応が難しい場合に新たに支援の司令塔となり福祉総務課と社会福祉協議会が共同で設置する多機関協働機関において支援の方向性を決定した上で各支援機関の役割分担を調整し各支援機関がチーム一丸となって支援を進めていくものでございます。

具体的な支援につながるまでの流れを申し上げますと、例えば80歳代の高齢者夫婦、50歳代の娘世帯のケースで、50歳代の娘さんは障がいがあり仕事をしていません。80歳代の夫は5年前から介護が必要な状態になっているのですが、介護サービスの利用を拒否しており、妻が常時介護をしている。世帯の収入は高齢者夫婦の年金のみでなかなか生活も苦しい。こういったケースで、80代の妻、奥さんから地域の包括支援センターに相談があった場合に地域包括支援センターでは介護分野以外の相談も含めてまず受け止めます。

次に、包括支援センターで関係の支援機関に相談するもののなかなか調整が困難な場合にそういったケースを多機関協働機関に相談し、ケースを持ち込む。次に、多機関協働機関では各支援機関が招集した支援調整会議というものを開催し、支援の方向性、各支援機関の役割分担を決定した後、支援プランを策定し、このプランを基に各支援機関がチーム一丸となった支援が開始されるといった流れを想定しております。

このように、多機関協働事業の実施に当たりましては各分野の相談支援機関との連携が必要不可欠となりますため、本年度から、本格実施に向け実際のイメージを可視化してもらうために、昨年12月中旬、庁内関係各課をはじめ各分野の相談支援事業者等にも参加を頂き模擬の支援会議を開催したところでございます。

この模擬支援会議では、架空のケースで障がいのある子供がいる母子世帯で家賃

を滞納しているようなケースを想定いたしまして市と社会福祉協議会が協働して多機関協働機関の役割を担い関係する支援者間で支援方針について協議し支援の方向性を検討するという一連の流れを再現したもので、終了後、スーパーバイザーとして参加を頂きました大分大学の学識者の方から講評やアドバイスなどを頂いたところです。

本市としましては、介護、障がい、生活困窮などの分野について、制度や所管の枠組みを超えて複雑化、複合化した課題に対応する包括的な支援体制の構築に当たっては、特に各支援機関との役割分担や総合調整を行う多機関協働を実施する上で、社会福祉法上、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられている社会福祉協議会は、その名前のおり民間団体のネットワークを形成し、その力を結集する中核的な役割を担っていただくものと考えております。今後も引き続き包括的な支援体制の構築に向け社会福祉協議会とのパートナーシップを大切にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） それでは、再質問に移らせていただきます。

続きまして、重層的支援に関しまして、今回の予算書を見させていただきますと、多機関協働事業、地域子育て支援拠点事業、子ども家庭総合支援拠点事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、地域介護予防活動支援事業、地域包括センター運営事業、生活支援体制整備事業に括弧書きで重層的支援体制整備事業と書かれています。

多機関協働という部分もあるんですけど、これが全部一緒になるのかなという思いがあるんですけど、これ以外の事業また施策も含まれてくると考えていますが、市は重層的支援体制整備についてどのようなお考えを持って進めていくのか、お答えください。

○議長（三苦 誠） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（河野健資） お答え申し上げます。

重層的支援体制整備事業につきましては、先ほど登壇でも申し上げましたとおり、複雑、複合的な課題を抱える地域住民の方への支援に対応するものでございまして、これを予算の仕組みで見ると、予算上、各属性であるとか各分野ごとに縦割りになっていたというふうな状況がございました。その予算上の仕組みを重層的支援体制の分野を超えて対応するという趣旨を踏まえて予算の仕組みについてもこれらの事業を一体的に執行できるように一くりにした形で重層的支援体制整備交付金としてまとめて交付されるような予算上の仕組みになりました。

つきましては、交付金の対象となる事業については社会福祉法におきまして定め

られておりますが、今回、上程をさせていただいた令和8年度当初予算においては重層的支援体制整備で対応する事業であることをお示しするために予算書に表記をさせていただいたものです。

重層的支援体制整備事業というものは、地域住民が抱える様々な課題、複雑化、複合化して、そういったケースに幅広く対応するものでございますので包括的な支援体制を構築した上で市民の様々なお困りに対応するような支援を目指したいというふうに考えております。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） こども総合部と同じように重層的支援体制というのは本当に広くわたっていくかと思えます。対応についても非常に多岐にわたってくるのではないかと考えています。こども総合部の支援もそうなんですけど、時間がかかってしまうことが見受けられます。月1回の定例会議でないと対応できないとかいうような状況が過去あったり、支援が今必要だという方たちに対しての支援体制ということで必要であればすぐケース会議を開いていくというような状況をしっかりつくった上での事業展開にしていきたいと思っているところでございます。